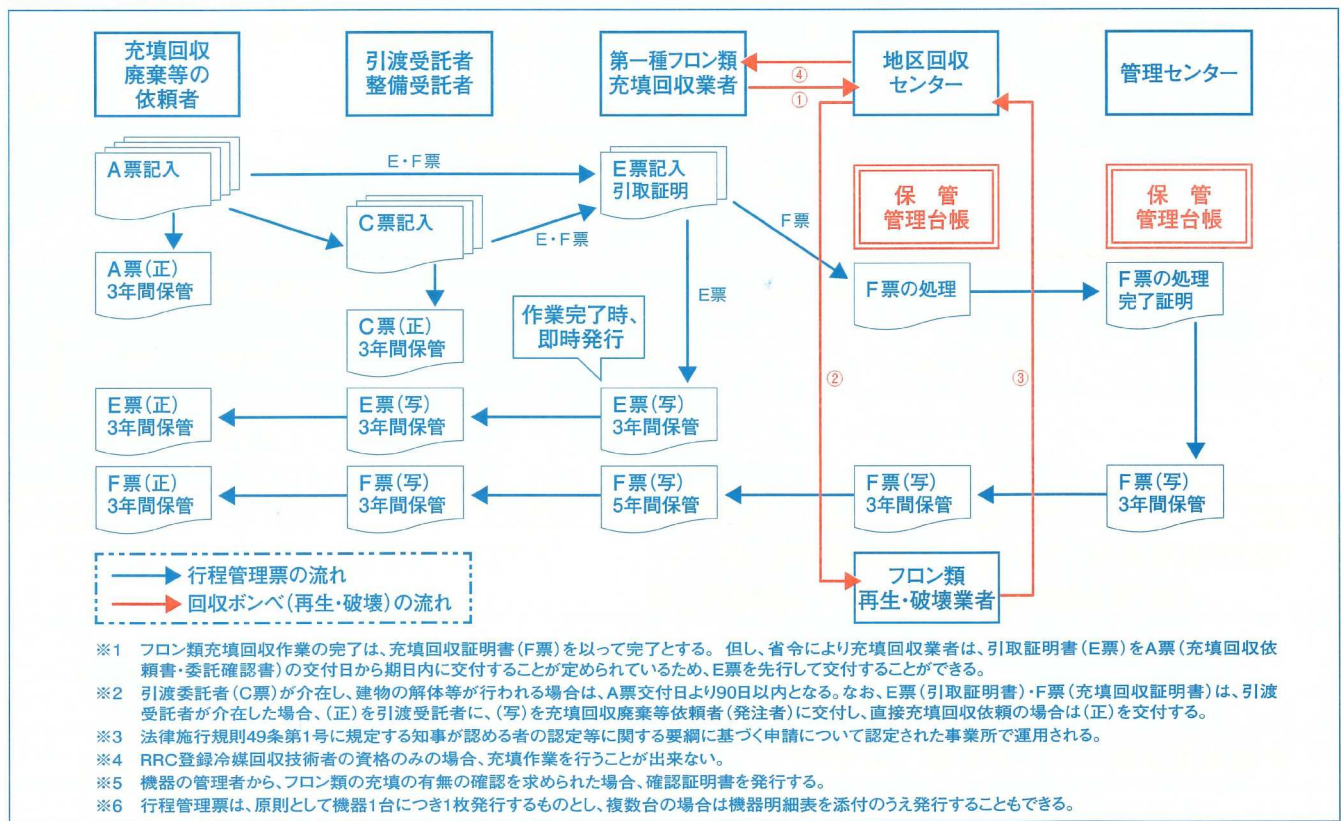
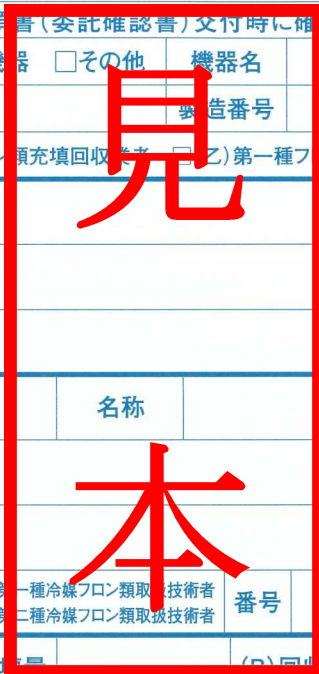


第一種特定製品フロン類充填・回収行程管理票

□ 充填・回収依頼書 □ 委託確認書
□ 引取証明書 □ 確認証明書

Form with sections (甲) 充填回収廃棄等依頼者, (乙) 第一種フロン類引渡受託者, (丁) 第一種フロン類充填回収業者, and 充填・回収漏洩量. Includes fields for names, addresses, phone numbers, and dates.



※1 フロン類充填回収作業の完了は、充填回収証明書(F票)を以って完了とする。但し、省令により充填回収業者は、引取証明書(E票)をA票(充填回収依頼書・委託確認書)の交付日から期日内に交付することが定められているため、E票を先行して交付することができる。

※2 引渡委託者(C票)が介在し、建物の解体等が行われる場合は、A票交付日より90日以内となる。なお、E票(引取証明書)・F票(充填回収証明書)は、引渡受託者が介在した場合、(正)を引渡受託者に、(写)を充填回収廃棄等依頼者(発注者)に交付し、直接充填回収依頼の場合は(正)を交付する。

※3 法律施行規則49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱に基づく申請について認定された事業所で運用される。

※4 RRC登録冷媒回収技術者の資格のみの場合、充填作業を行うことが出来ない。

※5 機器の管理者から、フロン類の充填の有無の確認を求められた場合、確認証明書を発行する。

※6 行程管理票は、原則として機器1台につき1枚発行するものとし、複数台の場合は機器明細表を添付のうえ発行することもできる。

※産廃の際は、お手数ですがE票をコピーのうえ渡してください。